

新	旧
<p>8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続きに従い、平成 年 月 日までに行うものとする。</p> <p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。</p>	<p>8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続きに従い、平成20年2月15日までに行うものとする。</p> <p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。</p>
<p>(補助金の概算払)</p> <p>10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。</p>	<p>(補助金の概算払)</p> <p>10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。</p>
<p>(実績報告)</p> <p>11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合</p> <p>市長は、別紙様式第4による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、平成21年4月10日（6の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(2) 上記以外の場合</p> <p>別紙様式第5による報告書を、平成21年4月10日（6の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出しなければならない。</p>	<p>(実績報告)</p> <p>11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合</p> <p>市長は、別紙様式第4による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、平成20年4月10日（6の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(2) 上記以外の場合</p> <p>別紙様式第5による報告書を、平成20年4月10日（6の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出しなければならない。</p>
<p>(補助金の返還)</p> <p>12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p>	<p>(補助金の返還)</p> <p>12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p>
<p>(その他)</p> <p>13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>	<p>(その他)</p> <p>13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>

新

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
児童虐待防止対策等支援事業	児童自立生活援助事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 児童自立生活援助事業 1か所当たり 3,696,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 308,000円(1月未満の場合は1月とする)</p> <p>2 対外関係調整事業 (1) 対象人員10人以上 1か所当たり 3,556,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 296,000円(1月未満の場合は1月とする) (2) 対象人員10人未満 1か所当たり 2,573,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 214,000円(1月未満の場合は1月とする)</p>	<p>児童自立生活援助事業に必要な報酬(非常勤職員報酬)、給料、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	1/2
	児童虐待防止対策支援事業	次により算出された額の合計額	児童虐待防止対策支援事業に必要な報酬、旅費、需用費(消耗品費、教材費、印刷製本費)、賃金、備品	1/2

旧

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
児童虐待防止対策等支援事業	児童自立生活援助事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 児童自立生活援助事業 1か所当たり 3,696,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 308,000円(1月未満の場合は1月とする)</p> <p>2 対外関係調整事業 (1) 対象人員10人以上 1か所当たり 3,556,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 296,000円(1月未満の場合は1月とする) (2) 対象人員10人未満 1か所当たり 2,573,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 214,000円(1月未満の場合は1月とする)</p>	<p>児童自立生活援助事業に必要な報酬(非常勤職員報酬)、給料、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	1/2
	児童虐待防止対策支援事業	次により算出された額の合計額	児童虐待防止対策支援事業に必要な報酬、旅費、需用費(消耗品費、教材費、印刷製本費)、賃金、備品	1/2

新				旧			

新					旧					
		<p>1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 962,000円</p> <p>9 24時間・365日体制強化事業 児童相談所1か所当たり 5,637,000円</p> <p>10 児童福祉司任用資格取得のための研修 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり <u>705,000円</u></p>						<p>1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 962,000円</p> <p>9 24時間・365日体制強化事業 児童相談所1か所当たり 5,637,000円</p> <p>10 児童福祉司任用資格取得のための研修 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり <u>709,000円</u></p>		
ひきこもり等児童福祉対策事業		<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 ふれあい心の友訪問援助事業 ①メンタルフレンド活動費 訪問1日当たり 2,660円 ②事業実施前研修会費 174,800円 ③活動検討会 1回当たり 33,000円</p> <p>2 ひきこもり等児童宿泊等指導事業 ①宿泊指導 児童1人当たり日額 3,570円 ②通所指導 児童1人当たり日額 2,100円</p> <p>3 ひきこもり等児童福祉教育連絡会議費 1回当たり 12,200円</p> <p>4 ひきこもり等の子どもの保護者交流事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり <u>2,000,000円</u></p>	<p>ひきこもり等児童福祉対策事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費）、役務費（通信運搬費）、委託料、備品購入費、扶助費</p> <p>ただし、「ひきこもり等児童福祉対策事業の実施について」（平成17年3月28日雇児発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める保護者の負担相当額を除く。</p>	1/2				<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 ふれあい心の友訪問援助事業 ①メンタルフレンド活動費 訪問1日当たり 2,660円 ②事業実施前研修会費 174,800円 ③活動検討会 1回当たり 33,000円</p> <p>2 ひきこもり等児童宿泊等指導事業 ①宿泊指導 児童1人当たり日額 3,570円 ②通所指導 児童1人当たり日額 2,100円</p> <p>3 ひきこもり等児童福祉教育連絡会議費 1回当たり 12,200円</p> <p>4 ひきこもり等の子どもの保護者交流事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり <u>1,999,000円</u></p>	<p>ひきこもり等児童福祉対策事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費）、役務費（通信運搬費）、委託料、備品購入費、扶助費</p> <p>ただし、「ひきこもり等児童福祉対策事業の実施について」（平成17年3月28日雇児発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める保護者の負担相当額を除く。</p>	1/2

新				旧				
	児童家庭支援センター運営事業	次により算出された額の合計額 1 運営費 1か所当たり 年間 9,415,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 784,000円 (1月未満の場合は1月とする) 2 初度調弁費 1か所当たり 200,000円	児童家庭支援センター運営事業に必要な給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(手数料)、報償費、報酬 等	1/2	児童家庭支援センター運営事業	次により算出された額の合計額 1 運営費 1か所当たり 年間 9,415,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 784,000円 (1月未満の場合は1月とする) 2 初度調弁費 1か所当たり 200,000円	児童家庭支援センター運営事業に必要な給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(手数料)、報償費、報酬 等	1/2
-131-	児童家庭支援センター運営モデル事業	次により算出された額の合計額 1 運営費 1か所当たり 年間 9,415,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 784,000円 (1月未満の場合は1月とする) 2 初度調弁費 1か所当たり 200,000円	児童家庭支援センター運営モデル事業に必要な給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(手数料)、報償費、報酬 等	1/2	児童家庭支援センター運営モデル事業	次により算出された額の合計額 1 運営費 1か所当たり 年間 9,415,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 784,000円 (1月未満の場合は1月とする) 2 初度調弁費 1か所当たり 200,000円	児童家庭支援センター運営モデル事業に必要な給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(手数料)、報償費、報酬 等	1/2
	削除	削除	削除	削除	里親支援事業	次により算出された額の合計額 1 基礎研修	里親支援事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役	1/3

新				旧			
				<p><u>1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり</u> <u>512,000円</u></p> <p><u>2 専門里親研修</u> <u>1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり</u> <u>1,312,000円</u></p> <p><u>3 里親養育相談事業</u> <u>1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり</u> <u>924,000円</u></p> <p><u>4 里親養育援助事業</u> <u>1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり</u> <u>8,435,000円</u></p> <p><u>5 里親養育相互援助事業</u> 1か所当たり <u>510,000円</u></p>			
削除	削除	削除	削除	里親委託推進事業	児童相談所1か所当たり <u>4,315,000円</u>	里親委託推進事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(食糧費、消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)	1/2
里親支援機関事業	次により算出された額の合計額		里親支援機関事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(食糧費、消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料	1/2			
	1 里親掘起こし事業 <u>1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり</u> <u>4,002,000円</u>	2 里親委託推進・支援等事業 1か所当たり					

新				旧			
<u>7,683,000円</u>							
(経過措置分)里親支援事業							
次により算出された額の合計額							
1 基礎研修 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり <u>512,000円</u>				里親支援事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料			
2 専門里親研修 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり <u>1,312,000円</u>							
3 里親養育相談事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり <u>924,000円</u>							
4 里親養育援助事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり <u>8,435,000円</u>							
5 里親養育相互援助事業 1か所当たり <u>510,000円</u>							
(経過措置分)里親委託推進事業				里親委託推進事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(食糧費、消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)			
児童相談所1か所当たり <u>4,315,000円</u>				1/2			

新				旧			
地域生活支援事業 (モデル事)	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>1 運営費 1か所当たり <u>7,904,000円</u> (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 <u>668,000円</u></p> <p>2 初度調弁費 1か所当たり <u>420,000円</u></p>	<p>地域生活支援事業(モデル事業)に必要な報酬(非常勤職員報酬)、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、霧用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	1/2				
身元保証人確保対策事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 就職時の身元保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり <u>10,560円</u></p> <p>2 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり <u>19,152円</u></p>	<p>身元保証人確保対策事業に必要な役務費(保険料)</p>	<p>1/2 市及び 福祉事務所を 設置する町村 が行う事業に 対して都道府 県が補助する 場合 2/3</p>	身元保証人確保対策事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 就職時の身元保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり <u>10,560円</u></p> <p>2 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり <u>19,152円</u></p>	<p>身元保証人確保対策事業に必要な役務費(保険料)</p>	<p>1/2 市及び 福祉事務所を 設置する町村 が行う事業に 対して都道府 県が補助する 場合 2/3</p>

新						旧					
DV・女性保護対策等支援事業	婦人相談員活動強化事業	次により算出された額の合計額 1 婦人相談員活動強化対策費 (1)婦人相談員手当 厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数の範囲内における各月現員延数に106,600円を乗じて算定した額。 ただし、婦人相談員を月の中途において任免したときは、上記該当額を限度として都道府県条例又は市条例等に定める給与方法により算定した額とすること。 (2)婦人相談員活動費 厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数に都道府県においては年額58,000円を、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市においては年額49,000円を乗じて算定した額。 ただし、婦人相談員を年の中途において任免したとき、その在職期間が6か月未満の場合は年額の1/2の額とすること。	婦人相談員活動強化対策費のため必要な報酬(婦人相談員手当についての歳出予算の節を給料又は賃金としている場合は、それぞれ給料又は賃金とする。)、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、扶助費	5/10	DV・女性保護対策等支援事業	婦人相談員活動強化事業	次により算出された額の合計額 1 婦人相談員活動強化対策費 (1)婦人相談員手当 厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数の範囲内における各月現員延数に106,600円を乗じて算定した額。 ただし、婦人相談員を月の中途において任免したときは、上記該当額を限度として都道府県条例又は市条例等に定める給与方法により算定した額とすること。 (2)婦人相談員活動費 厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数に都道府県においては年額58,000円を、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市においては年額49,000円を乗じて算定した額。 ただし、婦人相談員を年の中途において任免したとき、その在職期間が6か月未満の場合は年額の1/2の額とすること。	婦人相談員活動強化対策費のため必要な報酬(婦人相談員手当についての歳出予算の節を給料又は賃金としている場合は、それぞれ給料又は賃金とする。)、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、扶助費	5/10		
売春防止活動・DV対策機能強化事業	次により算出された額の合計額 1 売春防止活動推進等事業強化対策費 (1)婦人保護事業啓発普及費 A型(東京・大阪) 年額 604,000円 B型(北海道・埼玉・神奈川・静岡・愛知・京都・兵庫・広島・福岡・長崎・沖縄) 年額 444,000円 C型(その他の県) 年額 338,000円	婦人保護事業啓発普及を行うため必要な報償費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、備品購入費、委託料、扶助費	5/10	売春防止活動・DV対策機能強化事業	次により算出された額の合計額 1 売春防止活動推進等事業強化対策費 (1)婦人保護事業啓発普及費 A型(東京・大阪) 年額 604,000円 B型(北海道・埼玉・神奈川・静岡・愛知・京都・兵庫・広島・福岡・長崎・沖縄) 年額 444,000円 C型(その他の県) 年額 338,000円	婦人保護事業啓発普及を行うため必要な報償費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、備品購入費、委託料、扶助費	5/10				

新				旧			
	(2) 婦人保護施設退所者自立生活援助事業費 1施設当たり年額 1,544,000円に10人を超えた対象者1人につき129,900円を乗じて加算し、算定した額とすること。	婦人保護施設退所者自立生活援助事業を行うために必要な報酬、賃金、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)			(2) 婦人保護施設退所者自立生活援助事業費 1施設当たり年額 1,544,000円	婦人保護施設退所者自立生活援助事業を行うために必要な報酬、賃金、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)	
	2 配偶者からの暴力対策機能強化事業 (1) 休日夜間電話相談事業 ① 休日電話相談 9時～18時(8時間実施) 月額 51,600円 ② 休日夜間部分実施 18時～22時 月額 25,800円 18時～20時 月額 12,900円 ③ 平日夜間部分実施 18時～22時 月額 55,000円 18時～20時 月額 27,500円 (2) 配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業 年額 815,610円 (3) 配偶者からの暴力相談担当職員研修費 年額 79,330円	婦人相談所で行う休日夜間電話相談事業を行うために必要な報酬(歳出予算の節を給料又は賃金としている場合は、それぞれ給料又は賃金とする。)			2 配偶者からの暴力対策機能強化事業 (1) 休日夜間電話相談事業 ① 休日電話相談 9時～18時(8時間実施) 月額 51,600円 ② 休日夜間部分実施 18時～22時 月額 25,800円 18時～20時 月額 12,900円 ③ 平日夜間部分実施 18時～22時 月額 55,000円 18時～20時 月額 27,500円 (2) 配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業 年額 815,210円 (3) 配偶者からの暴力相談担当職員研修費 年額 79,330円	婦人相談所で行う休日夜間電話相談事業を行うために必要な報酬(歳出予算の節を給料又は賃金としている場合は、それぞれ給料又は賃金とする。)	

新				旧			
		(4) 法的対応機能強化事業 年額 713,960円	法的対応機能強化事業に必要な報酬、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)			(4) 法的対応機能強化事業 年額 713,960円	法的対応機能強化事業に必要な報酬、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)